

鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)に係る
パブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
家庭支援課

この度「鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)」(以下「本計画」という。)の策定に当たり、素案に対するパブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

今回頂いた意見や本計画策定に係る検討会等の意見を踏まえ、令和6年3月中をめどに計画を策定する予定です。

1 募集期間

令和6年2月27日(火)から令和6年3月15日(金)まで

2 受付意見数

7件 内訳は下表のとおり

単位：件

郵送	ファクシミリ	電子メール	意見募集箱(県民参画協働課・総合事務所等)	電子申請サービス	計
0	3	0	0	4	7

3 主な意見と対応方針

	意見概要	対応方針	
1	DVやストーカーは警察の介入・連携が必要。犯罪行為には警察が関わると明記し、加害者への抑止と被害者への安心を伝えることが大切。	いただいたご意見を計画に記載します。	反映予定
2	支援の中にトランスジェンダーが含まれているようだが、トランスに関わらず、ジェンダーを理由にした人権侵害は人権問題として別に扱うのが妥当。同様に、外国人支援も、外国人支援の中で外国人女性を支援すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 本計画においては、様々な疾病や障がい、年齢や経験、国籍や出自等に由来する、様々な差別や社会的排除に直面して困難や生きづらさを抱えている女性に対する支援の計画とし、「基本的な考え方」にその趣旨を記載しています。 	反映困難
3	外国人女性で困難な問題を抱えた人がいるなら、それは出入国在留管理庁主導で、鳥取県が手伝う形で行うべき。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人や性的マイノリティーの方々に対する支援については、様々なご意見があり、今後も議論されるべき課題もあることを前提としつつも、本県の計画としては、県内のすべての女性については、まず命や健康を守り、そして各種法制度や関係機関との連携によって、支援の内容を個別に検討していくことを目指すものです。 	
4	外国人は出入国在留管理庁が、トランスジェンダーは人権問題として性別に関係なく対応する問題であり、「外国人」と「性自認が女性であるトランスジェンダー」は計画から外すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 性自認が女性であるトランスジェンダーの方々への支援については「トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象 	

		者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」と記載し、他の支援対象者に配慮しつつ、当事者のニーズに応じた支援を検討していくものとしたと考えています。	
5	「早期把握のためのアウトリーチ支援及び伴走型支援の充実」について、当事者を中心に置いた支援を常に意識して、安心して相談できる体制づくりを目指して欲しい。	いただいたご意見を受けとめ、女性相談支援センターは、これまで注力してきたDV等被害者の緊急支援だけではなく、相談したくてもできない方へのアウトリーチ支援を含め、様々な困難を抱える女性一人一人に応じた相談支援を担う中核機関となるよう、支援体制づくり及び人材育成にも、改めて取り組みます。	反映済み
6	女性相談支援センターに相談して良かったと思えるよう相談技術の向上を図ってもらいたい。		
7	「地域生活の移行に向けた支援体制の強化」について、当事者は不安を抱えながら地域生活に移行していくため、移行後も不安に寄り添う視点を持ち、関係機関で支援の足並みを揃えて対応できる体制をつくってもらいたい。	いただいたご意見を受けとめ、一時保護からの地域生活移行等に当たり、支援の狭間が生じないように女性相談支援センターや市町村が中心となり、包括的支援の体制づくりに取り組みます。	反映済み